

釜石市災害弔慰金の支給について（ご案内）

津波災害が発生した時点において、市内に住所を有していた方が死亡された場合には、釜石市災害弔慰金が支給されます。

要件に該当するご遺族の方は、届出をお願いします。

記

1. 災害弔慰金の支給対象となる遺族の方について

津波災害が発生した時点において、市内に住所を有した方が死亡された場合に、ご遺族に対し支給されます。支給されるご遺族の範囲と順位は次のとおりとなります。

但し、業務に従事（警察・消防・自衛隊関係等）していた等によって支給される給付金がある場合には、支給出来ません。

【支給されるご遺族の範囲とその順位】 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※ 但し、受給対象となる兄弟姉妹は、死亡当時に同居していた場合、又は生計を同じくしていた場合に限ります。

2. 災害弔慰金の額について

(1) 支給される方の生計を死亡された方が主として維持していた場合 500 万円

※ 主として維持していたかについては、税法上の扶養関係や収入等の状況により判断します。

世帯主だった方が亡くなられた場合に、一律に適用されるものではありません。

(2) その他の場合 250 万円

3. 支給するために必要な手続について

災害弔慰金受領申出書及び口座振込届出書の提出をお願いします。

4. 支給出来る時期について

支給要件や支給額の決定に係る調査のために時間を要します。

震災日以後に亡くなられた方については、死亡に至る因果関係等について、岩手県の判定審査会の審査を経る必要があります。

震災日に亡くなった方で、既に身元が判明している方の場合には、申し出から約1 ヶ月程度となります。

【担当】 〒026 - 0025 釜石市大渡町3 丁目15 番26 号
保健福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係
TEL 0193-22-0190（内線222 / 223）
FAX 0193-22-6375